○錦町ICT関連検定等受験促進助成金交付要綱

（目的）

第1条　この要綱は、錦町民のICT関連検定等の受験促進を目的に、錦町ICT関連検定等受験促進助成金(以下「助成金」という。)の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2条　この要綱による助成金の交付対象者は、錦町に住所を有するものとする。

 (対象検定等)

第3条　助成金の交付の対象となる検定等（以下「対象検定等」という。）は、別表に掲げる検定等とする。

（助成金の額）

第4条　助成金の交付額は、支払いを行った対象検定等の受験料等の半額とする。ただし、1検定等あたり3千円を限度とする。

2　助成金の交付は、対象検定等に合格することを要件とする。

3　予算の範囲内での交付とする。

(交付申請)

第5条　助成金の交付を受けようとする者は、助成金交付申請書兼請求書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて錦町情報技術推進協議会会長（以下「会長」という）に提出しなければならない。

(1)　受験料等支払を証するに足りる書類（写し）

(2)　合格したことを証するに足りる書類（写し）

(3)　その他、会長が必要と認める書類

(交付決定・交付)

第6条　会長は、前条の助成金の交付申請及び請求があったときは、関係書類を審査し、適正と認めたときは、助成金交付決定通知書(第2号様式)により通知するとともに、助成金を交付するものとする。

(助成金の返還等)

第7条　会長は、前条の規定により助成金の交付決定を受けた者が、虚偽その他不正な申請により、助成金の交付を受けた場合は、助成金の交付決定を取り消し、交付した助成金の全部を返還させるものとする。

(その他の事項)

第8条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

別表

|  |
| --- |
| 資格名（級・レベル等） |
| Python3 エンジニア認定基礎試験 |
| 情報処理技術者試験（全試験区分） |
| 情報処理安全確保支援士試験 |
| Webデザイン技能検定（３級～１級） |
| Webクリエイター能力認定試験（スタンダード/、エキスパート） |
| マイクロソフトオフィスペシャリスト（一般、上級） |
| アドビ認定プロフェッショナル |
| G検定 |
| E資格 |
| 統計検定（３級～１級） |
| IOTシステム技術検定（基礎、中級、上級） |
| ジュニア・プログラミング検定Scratch部門（４級～１級） |
| プログラミング能力検定（レベル１～４） |

第１号様式（第５条関係）

錦町ICT関連検定等受験促進助成金交付申請書兼請求書

　年　　　月　　　日

錦町情報技術推進協議会長　様

申請者　　　氏名　　　　　　　　　印

　錦町ICT関連検定等受験促進助成金交付要綱第５条に基づき、下記のとおり関係書類を添えて助成金の交付を申請及び請求します。

記

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 申　請　者 | フリガナ |  | 生年月日 | 年　　　　月　　　　日 |
| 氏　　名 |  |
| 住　　所 |  |
| 電話番号 |  |
| 学校・学年※学校等の在籍者のみ | 学校・大学　　　　　　　年 |
| 【未成年者が申請する場合は、以下の保護者氏名・住所も記載すること】 |
| 保護者氏名 |  |
| 保護者住所 | ※申請者と同じ住所の場合は、「同上」と記載すること。 |
| 検定等内容 | 検定等名称 | 級・レベル等 | 受験料等（支払額）円 |
| 助成申請及び請求額（受験料等（支払額）の１／２） | 円 |
| 添付書類(1)　受験料等支払を証するに足りる書類（写し）(2)　合格したことを証するに足りる書類（写し）(3)　その他、会長が必要と認める書類 |

|  |
| --- |
| 振込先 |
| 銀行名 |  | 支店名 |  |
| 種別（普通・当座） |  | 口座番号 |  |
| 口座名義人 |  |
| フリガナ |  |

第２号様式（第６条関係）

年　　　月　　　日

　　　　　　様

錦町情報技術推進協議会長

錦町ICT関連検定等受験促進助成金交付決定通知書

　　　年　　月　　日付けで助成金交付申請のあった錦町ICT関連検定等受験促進助成金については、下記

のとおり決定しましたので、錦町ICT関連検定等受験促進助成金交付要綱第６条の規定により、通知します。

記

１　助成金交付決定額　　　　　　　　　　円

２　交付条件